



後見人ができること

1. 財産管理

金銭、預金、有価証券、不動産などの管理

- 不動産などの財産の管理、保存、処分。権利証や通帳の保管
- 銀行や金融機関との取引
- 年金、土地・建物の収入の管理
- ローン返済や家賃などの支払い
- 税金、社会保険、公共料金の支払い
- 日用品の支払い、日常的な生活費の支払い・送金
- 遺産相続の協議や手続き
- 生命保険の加入や保険料の支払い
- 各種の行政上の手続き

2. 身上監護

入院、介護、施設入所など生活への配慮や保護をする

- 介護保険等福祉サービスの契約や管理、介護認定の手続き、施設入所契約など福祉サービスへの手続き
- 本人が快適に暮らすための不動産購入や賃借の契約。家屋の改築
- 入退院の手続き。介護・医療・リハビリ・予防・保健等に関する本人の意思に基づいた契約・支払い

3. 同意権、取消し権、代理権

後見、保佐、補助の場合でそれぞれ行使できる支援が異なる

**A** 任意後見制度による成年後見人は契約で定めた範囲の支援をすることになる。法定後見制度による成年後見人がする支援はどんな内容なのか？

**B** 任意後見人のすることは、契約で定めた内容の支援である。一方、法定後見人ができること（とできないこと）は、民法で定められている。

財産管理と身上保護はできることであり、かつ、しなければならないことである。

しかし、本人だけで決めるべき遺言や婚姻などの「身分行為」や治療法を選ぶ「医療上の決定」は、法律があくまで本人が決めるべきこととしていて、後見人にはできない。

法定の成年後見人が為すべき具体的な内容は、左欄に示した。

**A** 法定後見制度による成年後見人の職務の範囲は？

**B** 具体的な事例から述べてみよう。

成年後見人の主な役割は、「財産管理」と「身上監護」である。

本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援する。しかし、成年後見人の職務は、本人の財産管理や契約などの「法律行為」に関するものに限られており、それらの事務を行うに当たっても、本人（成年被後見人）の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない（民法 858【成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮】参照）。先にも述べたように、遺言や婚姻などの「身分行為」や治療法を選ぶ「医療上の決定」は、成年後見人の職務とはされない。また、食事の世話などの身の回りの生活の支援は、成年後見人の「職務」とはならない。

**A** 法定後見制度による成年後見人との同意権、取り消し権、代理権はどうか？

**B** 法定成年後見人の同意権、取り消し権、代理権の範囲について保佐人、補助人の場合と比較してみよう。

	成年後見人	保佐人	補助人
本人対象	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
同意権の範囲	— *1	民法 13 条 1 項の範囲の行為 * 2、* 3、* 4	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」 * 2、* 4、* 5
取消権の範囲	日常生活に関する行為以外の行為	同左 * 2、* 3、* 4	同左
代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」* 5	同左 * 5

\* 1 成年被後見人のした法律行為は、原則として成年後見人の同意の有無にかかわらず取り消すことができるから同意権の範囲を語る意義がない。

\* 2 借金、訴訟行為、相続の承認・放棄・遺産の分割、新築・改築・増築・大修繕など民法 13・1 ①～⑨号に掲げられた事項。

\* 3 家庭裁判所の審判により、上記以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができる。（民法 13・11）

\* 4 日用品の購入その他日常生活に関する行為については取り消すことができない。（民法 13・1 ただし書き）

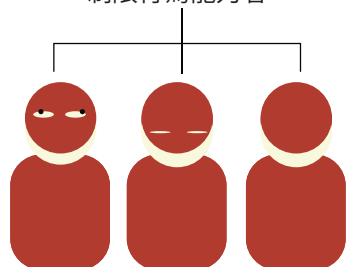
\* 5 本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になる。補助の場合も同様。

本ページの作成にあたっては、東京大学 高齢社会総合研究機構編著「東大がつくった確かな未来視点を持つための高齢社会の教科書」ベネッセコーポレーション 2013.12.19 第5刷。第20章 高齢者と法：自己決定と本人保護。2. 成年後見制度、4. 終末期医療の問題を参照した。



## 法定後見制度

制限行為能力者

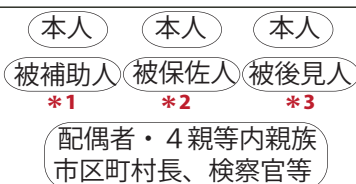


判断能力が  
分でない  
補助

判断能力が  
著しく不十分  
保佐

判断能力が  
まったくない  
後見

補助 保佐 後見



申立てをすることができる人

## 申立て手続きの流れ

- ①家庭裁判所へ申立て\*4
- ②家庭裁判所の調査 \*5
- ③本人の判断能力の鑑定 \*6
- ④後見開始の審判、後見人の選任\*7
- ⑤法務局へ登記 \*8
- ⑥法定後見開始 \*9

**A** 先ず、成年後見制度が出来た背景について知りたい

**B** 私たちの普段の生活の大部分は、日々の買い物や公共料金の振替や振込などの日常的な金銭の管理で成り立っている。また、自分の所有する財産の管理も欠かせない。ところが、肉体的に衰えたり、認知症になったりすると、こうした行為が難しくなってくる。その際、「信頼できる人」に管理を託する法律上の制度が「成年後見制度」である。また、「信頼できる銀行」に管理を託する制度が「後見制度支援信託」だ。そのどちらも、家庭裁判所の関与のもとで行われる制度だ。

**A** 「成年後見制度」について詳しく説明して欲しい。今のうちなら理解できそうだから

**B** (笑い)。「2025年問題」という言葉が、2015年をピークとして飛び交わされた。

団塊の世代が後期高齢者になる 2025年には、我が国は、未曾有の超高齢社会を迎え、認知症の人が日本中で700万人に達し、一方で介護専門職は、40万人近く不足する見通しだ。このような「かつて経験したことのない社会」において、一般市民がボランティアの形態で「個人の財産管理」支援を行う制度が「市民後見制度」である。さらには、高齢者の身体や生活全般についての包括的支援の制度を「地域包括ケア(システム)」と呼んで、厚生労働省が全国くまなく推進しようと旗振りをしている。

**A** 「成年後見制度」は「地域包括ケア」の一部を構成するというわけか？

**B** いや、「成年後見制度は、『民法』に規定されたもの」であり、「地域包括ケアは、『地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年六月三十日法律第六十四号)』で規定されたもの」なので法源上は別である。しかし、「地域包括ケア」は、介護保険法や医療保険法などの多くの関連法を包括的に取り込んで成立するネットワークでもあり、「成年後見制度」もまた高齢者等の生活支援の一部をなすという意味では、「地域包括ケア」の概念に包含されるという見方もできるだろう。

**A** 成年後見制度は、民法上では「契約」に基づいて行われる「サービス業務」なのか？

**B** 成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあり、前者は、民法第4編「親族」第5章【後見】で規定される法的な保護制度である。一方、後者は、「任意後見契約に関する法律」で規定される「契約に基づくサービス業務」である。

**A** 「法定後見制度」の前に禁治産と準禁治産という制度があったと記憶しているが…

**B** 成年後見制度ができる前は、「禁治産」、「準禁治産」として保護される「禁治産制度」であった。禁治産になると戸籍に「禁治産宣告」が記載されることから、抵抗感が強いために、この面からの本人保護の側面を強めて、2000年に法定後見制度に変えられた。成年後見の対象とされる人は、その人の状態が軽度→重度となる順に、「補助」→「保佐」→「後見」と呼ばれる。

\*1 「補助」の本人の状態：物忘れなどの症状が進んできて、重要な財産行為(財産上の法律効果を生じる法律行為)を一人で行うのは不安という状態。

\*2 「保佐」の本人の状態：日常の買い物などはできるが、重要な財産行為を一人で行うことはできない状態。

\*3 「後見」の本人の状態：常に援助が必要で、日常的な買い物もできないような状態。被後見人になると選挙権がなくなり、会社の取締役、弁護士、医師など一定の仕事ができなくなる。

\*4 申立てに必要なもの：

- ①申立書類
- ②本人の戸籍、住民票等、本人の診断書
- ③成年後見人(保佐人、補助人)候補者の戸籍、住民票等
- ④本人の診断書

\*5 家庭裁判所の調査の内容：

- ①申立人、本人、成年後見人(保佐人、補助人)候補者が家庭裁判所に呼ばれ、事情を聞かれる
- ②親族の意向照会など

\*6 本人の判断能力の鑑定：

- ①補助は、診断書で判断。保佐と後見は、裁判所が本人の精神状態を医師に鑑定させる。一般に5~15万円程度の鑑定費用がかかるが、事前に「鑑定するまでもない」とわかる場合はなされない

\*7 後見開始の審判と後見人の選任：

- ①家庭裁判所が後見開始を審判し、後見人を選任する。申請した成年後見人(保佐人、補助人)候補者が選任されるとは限らない。
- ②裁判所の判断で弁護士や司法書士が選任されることが少なくない。

\*8 法務局へ登記：

- ①家庭裁判所から審判書謄本を受領する
- ②法務局へ成年後見(保佐、補助)登記を行う
- ③登記証明書を受領する

\*9 法定後見開始：

- ①後見(保佐、補助)が開始される
- ②申立てから後見開始までは4ヶ月以内

# 5-23-2

## 成年後見制度 -2-

将来支援してもらうために、まだ判断能力のあるうちに任意後見人を選ぶ契約をする

### 理解度の自己チェック



### 任意後見制度



判断能力が十分ある人

### 支援の契約

判断能力がある人が、将来、病気や認知症になり判断能力が低下したときに備えて、信頼する人に「任意後見人」になってもらい、「～についてお願いします」と財産管理などの契約をしておく。その後判断能力が低下したときに家庭裁判所に申立て、任意後見人として後見を開始することが許可されれば、後見監督人を監督する「任意後見監督人」が選ばれる。

### 手続きの流れ

- ①任意後見契約
- ②公正証書作成。法務局登記。
- ③認知症等になったら、医師の診断書等を添えて家庭裁判所に「任意後見監督人」の選任を申立てる。**\*3**
- ④家庭裁判所の審判の後「任意後見監督人」を選任、登記。本人が決めておいた「任意後見人」を「任意後見監督人」が監督。
- ⑤任意後見監督人が任意後見契約の内容である財産管理支援等を開始。

**A** 任意後見制度は法定後見制度とどう違うか？  
**B** 任意後見制度は、将来的な生活の不安に備えて、まだ十分な判断能力があるうちに、自分の判断能力が不十分になったときに、速やかに支援してもらうための契約を結んでおく制度だ。あらかじめ本人が任意後見人を選び、いざというときの財産管理や医療・看護・介護などのサービス受給についての「代理権」**\*1**を与える任意後見契約をしておく。支援内容に関しては、法務省令で定める書式がある。

この任意後見規約は、公証人が作成する公正証書**\*2**にしておく必要がある。

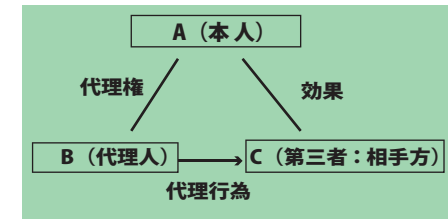
**A** この人に実際に任意後見の必要が生じたらどうする？  
**B** 本人の判断能力が低下してきたら、本人や配偶者、親族、任意後見受任者などが家庭裁判所に、任意後見人を監督する任意後見監督人選任の申立てをする。法定後見制度の場合は、必要に応じて後見監督人が選任されるのに対して、任意後見制度の場合は、必ず「後見監督人」が選任される。そして、家庭裁判所で後見監督人が選任されてはじめて、任意後見契約の効力が生じる。任意後見人は、契約した支援内容に関する「代理権」を有するが、法定後見人が有する「代理権」と「取消同意権」（本人がした、本人にとって不利益な行為を取り消す権利）のうちの「取消同意権」は持たない。このため、悪徳商法対策には不十分と言われている。

**A** 任意後見人への報酬及び任意後見監督人への報酬はどう決められるのか  
**B** 任意後見人への報酬は、本人と任意後見人との任意後見契約で決めておく。後見監督人への報酬は、家庭裁判所が決める。もちろん、どちらも本人の財産から支出することになる。

**A** 任意後見の具体例を挙げて欲しい  
**B** 本人 A は、長年にわたりアパート経営をしていたが、判断能力が低下する将来に備え、長女 B との間で任意後見契約を結んだ。数年後、A は脳梗塞で倒れて重い認知症の症状もあらわれた。そこで、B が任意後見監督人選任申立てをした。家庭裁判所の審理を経て弁護士 C が B の監督人に選任され、B が A に代わりアパート管理を含む財産管理などを行い、C が B を監督することになった。…というようなケースが典型例だね。

**A** 知的障害の子供がいる親が子供のために第三者と任意後見契約を結ぶというケースを聞いたことがある  
**B** 知的障害や精神障害で、本人の意思能力が不十分な子供を持つ親は、将来自分が年老いたり亡くなったりしたときの不安がある。このような場合、親は親権にもとづいて、あらかじめ子供に代わって第三者と任意後見契約を結ぶことができる。

**\*1** 代理権：ある人 A（本人）と一定の関係にある B（代理人）が、第三者 C との間で意思表示を行い、または意思表示を受けることによって、その意思表示の法律効果が直接に A について生ずるという制度を代理制度という。このような効果を生じさせることができる B の有する権利を代理権という。



**\*2** 公正証書：公証人が公証人法等の法令に従って、法律行為その他の私権に関する事実について作成した証書を指す。公証人の作成した文書は、強度の「証明力」を有する。

公正証書作成+登記費用の概算：	
・基本手数料	11,000 円
・印紙代・登記費用	4,000 円
・正本・謄本作成・切手代等	35,000 円程度
合計 50,000 円程度	

NPO 市民後見センターいちょう主催 公開講演：講師：佐々木幸美氏「老後の財産管理としての市民後見」p.22

**\*3** この申立ては、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者のいずれかがすることができる。

本ページの作成にあたっては、東京大学 高齢社会総合研究機構編著「東大がつくった確かな未来視点を持つための高齢社会の教科書」ベネッセコーポレーション 2013.12.19 第5刷。第20章 高齢者と法：自己決定と本人人保護。2. 成年後見制度、4. 終末期医療の問題を参照した。